

大槌町地場産業拡大支援施設整備補助事業 公募要領

大槌町では、地場産業の拡大と新たな産業の創出を支援し、定住の促進と就業機会の確保を図り、まちの特産品の創出が期待される新たな施設整備を支援するため、「地場産業拡大支援施設整備補助事業」を実施することとしており、この補助事業を活用する方の公募を以下のとおり行います。

1 事業の目的

地場産業の拡大と新たな産業の創出を支援し、定住の促進と就業機会の確保を図り、まちの特産品を創出することを目的としています。

2 事業対象者

以下の全ての要件に該当する施設を整備する者とします。

- ア まちの特産品となりうる生産物の生産、加工、販売などの施設整備であること。
- イ 施設整備費（投下固定資産投資額）が5,000万円以上であること。
- ウ 施設の整備にあたり国及び県並びに他団体からの補助金が交付対象経費の4分の3以上に相当する額を受けていないこと。
- ※ その他、大槌町地場産業拡大支援施設整備補助金交付要綱のとおり。

3 交付対象経費及び補助金額

(1) 交付対象経費

- ア 施設整備費（新たに施設等を建設するのに要する経費であり、実施設計に係る経費を含む。）
- イ 内装・設備施工工事費（建物付属設備及びこれらと一体的に行う環境整備に要する経費で、資産として計上するもの。）
- ウ 備品費（汎用性が高いものは除く）

(2) 補助金額

交付対象経費の4分の1以内に相当する額とし、その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(3) 補助限度額

- ※ 大槌町地場産業拡大支援施設整備補助金交付要綱のとおり。
- ※ 補助金の遡及適用は認めません。よって、交付決定日以降に新たに着手（契約、発注等）する施設整備のみが補助対象となります。

4 スケジュール

公募期間	令和4年8月5日（金）から令和5年1月31日（火）まで随時受付
応募締切	令和5年1月31日（火） 午後5時必着
審査委員会	公募申請受付日より1ヵ月以内
採択決定通知	審査委員会開催より2週間以内

5 提出書類

- (1) 地場産業拡大支援施設整備補助金交付申請書
- (2) 事業計画書等（その他、大槌町地場産業拡大支援施設整備補助金交付要綱のとおり。）
- (3) 施設整備に要する費用が確認できる書類（見積書、図面等）
- (4) 施設の位置図
- (5) 代表者の住民票又は法人の登記事項証明書
- (6) 市区町村税等完納証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

6 事業の採択について

大槌町地場産業拡大支援施設整備補助金採択審査委員会において審査を行い、予算の範囲内で交付決定を行います。よって、前述の各種要件を満たした事業計画であっても、補助金申請予定額が減額される場合や、補助金が採択されない場合がありますので、あらかじめ了承願います。

7 計画の事業期間

原則として、令和5年3月31日（令和4年度末）とします。

ただし、令和4年度末までに補助事業を完了することができず、予算の繰越が認められた場合には、翌年度（令和5年度）まで事業を実施することが出来ます。

8 提出先及び問い合わせ先

〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号

大槌町役場 産業振興課 商工観光班 あて

(窓口での受付は平日 午前8時半～午後5時)

電話 0193-42-8725